

認可地縁団体規約例

この規約は一般的な例を示したものです。規約を作成する際は、規約例と留意点を踏まえて各団体の実情に合わせてください。

規約例	留意点
<p style="text-align: center;">〇〇町内会規約例</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 〇〇町内会（以下「本会」という。）は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。</p> <p>(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡</p> <p>(2) 美化・清掃等区域内の環境整備</p> <p>(3) 集会施設の維持管理</p> <p>(4) 区域内の自主防災に関すること</p> <p>(5) 祭り等の行事、文化活動に関すること</p> <p>(6) その他目的を達成するために必要な活動</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 本会は、〇〇町内会と称する。</p> <p>(区域)</p> <p>第3条 本会の区域は、徳島市〇〇町〇番〇〇号から△番△△号までの区域とする。</p> <p>(主たる事務所)</p> <p>第4条 本会の主たる事務所は、徳島市〇〇町〇番〇〇号に置く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規約の名称について地方自治法上の制限はありません。 ・「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。 ・スポーツや芸術等の特定の活動のみを目的とすることは、認められません。 ・活動内容は、団体の権利能力の範囲を明確にするよう具体的に記載してください。 ・団体の名称について地方自治法上の制限はありません。 ・認可地縁団体の区域は、客観的に明らかなものとして定められる必要があるため、町又は字及び地番又は住居表示により表すことが望まれます。 ・区域外のほかの住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できる場合は、河川や道路等による区域の表示も認められます。 <p>(例 〇〇市〇〇町のうち△△川の北の区域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる事務所については、集会施設の所在地や代表者の住所とするのが一般的ですが、団体の唯一の事務所として団体内部での連絡や会合等に適した場所とすることが望まれます。 ・具体的な住居表示のほか、「代表者の自宅に置く」「〇〇集会所に置く」と定めることも可能です。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人が本会に入会しようとする場合は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人により退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 ○人

(3) その他の役員 ○人

(4) 監事 ○人

- ・年齢、性別、国籍等の条件を会員の資格とすることは、認められません。
- ・法人や団体は構成員にはなれませんが、「本会の活動を賛助する法人又は団体は、賛助会員となることができ」と規約に定めて、表決権等は有しないものの活動の賛助等の形で団体に参加することは可能です。
- ・賛助会員を予定している場合は、第2項として「賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。」と規定することが適当です。
- ・入会手続きは、会長のほかに役員やブロック長などに提出又は申し出ることと定めることも可能です。
- ・入会に際し、役員会の承認や総会の議決を得なければならないといった制約を課すことはできません。
- ・第2項における正当な理由とは、その者の加入により、団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合等です。
- ・本人の退会の意思について、制約を課すことはできません。

- ・必ず1人の代表者（会長）を選出する必要があります。
- ・その他の役員として、「会計」「書記」等の具体的な名称で定めることも可能です。
- ・監事は1人又は複数人置くことが適当です。

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事は、その他の役職を兼ねることができない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により解任することができる。

- (1) 職務の遂行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(総会種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

・ 監事が会長、副会長及びその他の役員を兼務することは、会務の執行を監査する役職上避けるべきです。

・ 団体の代表権は代表者（会長）1人に帰属するため、会長が代表権を行使できない場合に備えて副会長が会長の職務を代行する旨を規定しておくことが望まれます。

・ 監事の職務については地方自治法により規定されています。

・ 会計や書記等の設置を具体的に定める場合は、「会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する」、「書記は、会務を記録する」等として職務を明らかにしましょう。

・ 役員任期について地方自治法上の制限はありませんが、著しく短期間では事務執行の一貫性を確保する上で問題があり、あまりに長期間の任期でも弊害が生じると考えられます。

・ 役員解任手続を規定する場合には、選任と手続と同様に個別に総会議決を要するものと定めるか、規約において具体的手続を定めることが適当です。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後○か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から請求があったとき。

3 総会において議決をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による議決をすることができる。

4 前項の場合において、その議決は総会の議決と同一の効力を有する。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

・総会は、団体の運営事項のうち規約において役員会に委任したもの以外の全ての事項について議決できます。なお、総会で議決すべき重要事項に、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算承認、重要資産の処分等が含まれます。

・総会は、少なくとも毎年1回開催する必要があります。また、法令により、年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うため、通常総会を年度終了後3か月以内に開催しなくてはなりません。

・第16条第2項第2号の「5分の1」の定数を増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うことのないように留意する必要があります。

・総会を招集するには、少なくとも5日前までに、会員へ会議の目的である事項を示して通知しなければいけません。

・総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要があります。

・総会の定足数・議決に要する会員数については、地方自治法において特に制限はありませんが、表記のように規定することが適当です。

・定足数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。

(総会の議決)

第20条 総会の議決は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会において議決すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による議決があったものとみなす。

3 前項の場合において、その議決は総会の議決と同一の効力を有する。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において各々1票の表決権を有する。

2 次の各号に掲げる事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○○○○○○○

(2) △△△△△△△

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決、表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

・議決に要する会員数については、特に重要な事項として規約に定めている事項を除き、出席した会員の過半数をもって決する旨を規定することが望まれます。

・書面又は電磁的方法による議決においては、その議決事項について会員全員の同意が必要であり、賛否が分かれた場合は、書面又は電磁的方法による議決はできません。

・表決権は、会員1人1票を原則とします。ただし、未成年の表決権の行使にあたっては、法定代理人(通常は親権者)の同意を得て行われることになるため、親権者の同意又は代理により行使することとなります。

・第21条第2項の規定を設けて、特定事項について世帯の表決権を1票とすることは可能ですが、同項各号に定める事項は、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限ります。よって、規約の変更、財産処分及び解散の議決のような重要事項については世帯単位で表決することは認められません。

・電磁的方法とは、電子メールや専用ウェブサイト、アプリケーション等を利用した表決などで、出力して書面にすることが可能なものが適当です。

・総会が有効に成立し、かつ議決が有効であったことを証明するため、議事録を作成する必要がある旨を規約に定めておきましょう。

・議事録は、代表者の変更や規約の改正があった場合に、市に提出する必要があります。

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

- ・役員会について地方自治法上の制限はありませんが、総会を頻繁に開催することは実際には極めて難しいことから、役員会を構成し、実務上の執行に関する事項等を役員会で決定することが望ましいです。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の〇以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

・「財産目録」は設立時及び毎年度切り替え日3か月以内に作成して、常に事務所に備え置く必要があります

・資産を管理し経費を支弁することは、役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。

・団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の特別の議決（4分の3以上の議決）により行うことが必要と考えられます。

・資産の管理は、役員会の定めるところにより会長が執行することになりますが、経費の支弁に関する出納その他会計事務は、役員として設けた会計が行うことが一般的です。

・事業計画、事業報告、予算及び決算は地縁団体にとって重要事項ですので、総会の議決または承認が必要です。

・通常総会を年1回とする場合、会計年度終了後から、総会の間までは事業計画および予算の決定がされておらず、予算が成立していない状況ですが、第2項のように規定することで、収入支出が可能となります。

・地方自治法上で財産目録は毎年度切り替え日から3か月以内に作成しなければならないこととされていますので、事業報告や決算も同様に当該年度終了後3か月以内に総会で承認を受ける必要があります。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、〇月〇日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、徳島市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(合併)

第38条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、徳島市の認可を受けなければ合併することはできない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

・会計年度の定め方について、特に制限はありません。一般的には4月1日から翌年3月31日までか、1月1日から12月31日までとする例が多いようです。

・規約の変更は、地方自治法上で、総会の専決事項と定められています。また、市長の認可が必要のため、総会の議決後に徳島市へ規約変更の手続きが必要です。
・総会議決数の4分の3の定数を変更することは可能ですが、重要事項を少数会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることは慎重に検討してください。

・認可地縁団体の解散事由として、破産、認可の取消、総会員の4分の3以上の同意による総会の議決及び構成員の欠乏があります。なお、他の解散事由を規約に定めることも可能です。

・第2項の総会の議決を役員会等の議決をもって代えることはできません。また、規約変更と同様に総会議決数の4分の3の定数を変更することは可能ですが、これを引き下げることは慎重に検討してください。

・地方自治法上で、同一市町村内の認可地縁団体に限って、合併が認められています。また、総会議決数の4分の3の定数を変更することは可能ですが、解散の議決と同様に、少数会員の意思によって合併することを可能とする規定は適当ではありません。

・地方自治法に基づき解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することが可能ですが、営利法人等を帰属権利者とする場合は、地縁による団体の目的を踏まえると適当ではありません。よって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させるべきと考えられます。

・残余財産の処分にかかる総会の議決においても、地縁団体にとって重要な事項であるため、総会員数の4分の3以上の議決を得ることが適当です。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を得て、〇〇が別に定める。

附則

- 1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和〇年〇月〇日までとする。

- ・ 地方自治法により、事務所に財産目録及び構成員名簿を備え付けるよう定められています。

- ・ 規約施行上の細則を定める者については、会長や役員会等でも差し支えありませんが、細則を規定する権限を委任することについて総会の議決を得る必要があります。(個別事項の委任の度に議決を得る必要はありません。)

なお、細則としては「弔慰金規程」や「旅費規程」などが挙げられます。

- ・ 規約の施行日は、認可年月日とすることが一般的です。具体的な日付が不明の場合は「認可を受けた日から施行する」と定めることも可能です。
- ・ 設立初年度は事業会計及び会計年度が不規則になるため、附則第2項・第3項を定めることが適当です。